

第2回自家用有償旅客運送の事務・権限の地方公共団体への移譲等のあり方に関する検討会 議事概要

日 時：平成25年11月28日（木） 12時30分～14時10分

場 所：合同庁舎第3号館4階特別会議室

○検討事項案の修正（資料3）と移譲希望アンケート（資料4）について

- ・ 市町村有償（過疎地）を行っているところと福祉有償を行っているところでは、移譲に対するスタンスが違うなど特性が異なるため、クロス分析による詳細な分析を行うべき。
- ・ 安全面の責任に対する懸念から市町村等は移譲を希望しないのであり、市町村が輸送の安全確保に関する事務を行うに当たって、運転者の資格要件を厳しくするなど安全面のチェックを厳しくすべきではないか。
- ・ 今回の調査は、首長が判断して回答している自治体とそうでない自治体が混在しており、本来は首長が判断した結果を基に議論できるのが望ましい。
- ・ 運輸支局がどれくらいの頻度で監査しているのかなど、移譲を受ける事務の内容をイメージして理解してもらうことが、市町村が移譲を希望するようになるために必要なことではないか。
- ・ 自家用有償旅客運送の事務・権限の移譲だけでは、市町村が交通政策としてできる範囲は変わらないまま、安全確保の責任だけを背負うこととなる。現状でも市町村は運行の状況などを自主的に確認している場合があるが、それに責任が伴うことに対して懸念が出ている。事務・権限の移譲と運用ルールの緩和や運用方法の改善をセットとするなどの工夫をしないと、市町村は手を上げないのではないか。

○希望する市町村等への事務・権限の移譲に係る具体的な制度設計及び輸送の安全確保及び利用者保護のために必要な仕組み（資料5）について

- ・ 地域の裁量を拡大するという地方分権の趣旨からはだいぶ後退した印象がある。
- ・ より多くの自治体に移譲していくという意味では理に適しているとも言える。ただし、地方分権の趣旨からは安全確保の責任を背負ってでも希望するという市町村に移譲する仕組みであるべきと考える。
- ・ 輸送の安全は確実に確保すべきと考える。
- ・ 申出の時期と指定の要件を丁寧に考える必要があり、地域の総意という意味では、条例等の民主的規範を定めたことを要件とする考え方がある。例えば、地方自治法第202条の4の地域自治区は条例で設定することとされている。
- ・ 事務の区分の議論とも関係するが、自治体に対する国の関与をどこまで設けるかであり、輸送の安全確保は人命にかかわる問題であるところ、地方自治法では、国民の生命、身体又は財産の保護に関わる事務については、自治事務であっても国の関与が認められる場合があり得る。一方、それを広く解するとおよそ安全性にかかわる事務のすべてに関与が認められることとなり、移譲の趣旨にそぐわないため、どこまで重点を置くかが検討のポイント。

○地域の实情に応じた運送の実現に向けた運用ルールの緩和や運用方法の改善等（資料6、資料7、資料8）について

- ・ 安易に運用ルートを緩和することは、自家用有償旅客運送の制度趣旨に合致していない。ローカルルールは地域の实情に応じたもので、むしろ地方分権の趣旨と合致するのではないか。
- ・ 「誰がやるのか」は重要な論点。自家用有償旅客運送の担い手として、定年退職された方などを活用することは、地域力を高めることにもつながる。また、自家用有償旅客運送はバス・タクシー事業では輸送サービスの提供が困難な場合に運送を行っているため、実施主体に係る非営利性の確認は運送の対価を見れば十分ではないか。バス・タクシー事業では採算が合わない運送を「タクシーの1/2」の水準で継続的に行うことは、財務体質が虚弱なNPOでは困難であり、むしろ株式会社などの方が望ましいといえる。個人タクシーや福祉限定タクシーは個人でも事業が可能であり、実施主体の非営利性と法人格の要件は不要ではないか。
- ・ バス・タクシー事業では提供が「困難」の意味が、離島などで物理的に困難なものとはもかく、運賃との兼ね合いで困難な場合の考え方の整理が必要。タクシーも地域の雇用の受け皿となっており、定年退職された方も含めた地域の活性化に一躍買っている。自家用有償旅客運送が良いのか、安全かつ安定的に事業を行う福祉タクシーが良いのか、地域の協議会において整理した議論がなされる必要があるのではないか。
- ・ 本検討会の目的は、自家用有償旅客運送の事務・権限の移譲に係る具体的な制度設計と、それに当たって運用ルールの緩和や運用方法の改善を可能な限り行うことであり、これに向けて論点を絞っていく必要があるのではないか。一方で、これに収まらない課題については、できる限り方向性をだし、制度の改善につなげていくべきではないか。

以上